

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

カンボジア事務所向け質問状

【1】出願権利化に関する質問

I. 方式について

- (1) 実施規則第 20 条(Rule 20)によると、クメール語以外の優先権証明書には必ず全訳の提出が必要という理解でよいですか。部分訳の提出等は認められ得ますか。また、優先権証明書が英語、もしくは英語翻訳があった場合にもクメール語翻訳は必要ですか。優先権証明書の提出期限を延長することは認められますか。
- (2) クメール語以外の書面で出願した場合、出願日を確保することは可能ですか。可能な場合、許容される言語を教えてください。実施規則第 11 条(Rule 11)によると、①クメール語又は英語以外の言語での出願明細書の英語翻訳は、6 カ月以内に提出する必要がある、②クメール語以外の全ての出願は 6 カ月以内にクメール語翻訳文を提出する必要があるとありますが、正式な出願明細書は最初に提出したものでしょうか。あるいは、後に提出したクメール語翻訳でしょうか。また、クメール語の誤訳訂正は出願中、登録後いずれも可能でしょうか。後の訴訟等においては、「誤訳訂正後のクメール語クレーム・明細書」が参酌されますか。

(商標に関する質問)

- (3) 閣僚会議令第 18 条(Article 18)によると、商標の拒絶査定に対し、商務省控訴委員会または管轄の裁判所に控訴できる、とありますが、前者はどのような組織ですか。
- (4) 商標法第 4 条(e)では、「それが他の企業の同一であるか若しくは類似する商品又はサービスについてカンボジア王国において周知である標章若しくはサービスと同一であるか又は混同を生じる程に類似しているか、又はその翻訳を構成する場合」は拒絶される旨記載されていますが、実際に商標の保護範囲は類似の商品について及ぶのでしょうか。その範囲はどの程度でしょうか。

(意匠に関する質問)

- (5) 意匠に関して、権利行使可能な範囲は同一のみですか。

III. 実体審査:新規性・進歩性について

(以下、工業財産法、又は実施規則に定められている実体審査に関わる事項について、今後どのように取り扱われるか、教えてください。)

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- (6) 工業財産法第 24 条、第 25 条にいう「特許付与のために整備される時」とは登録査定日か、設定登録日かいずれでしょうか。分割出願は、登録査定・拒絶査定後も可能でしょうか。工業財産法 23 条に基づき単一性なしと判断された場合の分割出願期限は 5 ヶ月とありますが、5 ヶ月目以降は査定前であっても分割出願できなくなるのでしょうか。
- (7) 工業財産法第 121 条にいう「特許期間の延長は、どのような理由で認められますか。そもそもこの特許期間を定めた規則はあるのでしょうか。また、特許期間は登録官により通知されるのでしょうか。
- (8) 工業財産法第 122 条にいう「聴聞」は口頭諮問でしょうか。例えば拒絶査定前には口頭諮問が通知されるということでしょうか。これまでに、特許又は意匠が拒絶査定となった事例はありますか。
- (9) 拒絶査定不服審判制度、無効審判制度は無く、裁判所に提訴することになるのでしょうか。
- (10) シンガポールの登録に基づいて、カンボジアで登録を受ける場合、どのような書類・手続きが必要になりますか？

IV. 法整備について

- (11) 2003 年以降制定・改正された知的財産関連法案、及び施行規則はありますか？あればその内容の概略を教えてください。例えば、「特許と実用新案付与の手続きに関する布告(2007 年 5 月 28 日制定及び施行)」は、既に施行されているのでしょうか。

【2】先使用に関する質問

I. 先使用証拠確保の手法について

- (12) 公証役場はありますか？ある場合、どのような場合に使えますか？たとえば、裁判の証拠で利用できますか？

II. その他

- (13) カンボジアにおいて、営業秘密を保護する方法はありますか。

【3】医薬品の特許について

I. 特許期間延長及び特許リンケージについて

- (14) 医薬品については工業財産法第 136 条に基づき現在特許保護の対象ではありません

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

んが、化学物質の物質特許の用途が医薬品の場合に許可されないという理解でありますか？ 医薬用途でない化学物質(農薬・殺虫剤等)の場合はどうですか？

- (15) 医薬品承認機関の審査において、ジェネリック医薬品の申請は、フルの臨床試験は不要で、Bioequivalenceを示せば許可されますか。
- (16) 上記の質問に関して、許可される場合、イノベーター医薬品の申請に対する「データ保護」の制度はありますか。

【4】 その他の事項

- (17) 貴所が経験されている範囲で、知財において外国企業がカンボジアで手続きする際の留意点があれば教えてください。